

通知預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	通知預金
販売対象	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません ただし、預入日から 7 日間の据置期間が必要です
預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入です ・10,000 円以上です ・1 円単位です
払戻方法	・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます ただし、解約する日の 2 日前までにご通知ください
利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	・変動金利です ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・解約時(払戻時)に一括して支払います ・付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
税金	・利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります ・法人は総合課税となります(非課税法人は除きます)
手数料
付加できる特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができます
中途解約時の取扱	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)